

平成23年分の所得の申告相談について

平成23年分の所得の申告相談を、**役場「新館」2階大会議室**において、**2月16日（木）から3月15日（木）**まで行います。（土・日を除く）

ただし、下記の申告については町の申告会場では受付ができません。栃木税務署へ申告をして下さい。

- ・ 青色申告 ・ 譲渡所得（株式、土地、建物、ゴルフ会員権等） ・ 外国税額控除
- ・ 先物取引所得 ・ 損失申告 ・ 住宅の増改築、改修の控除
- ・ 配当所得の内、申告分離課税での申告や上場株式等譲渡損失との損益通算となるもの
- ・ 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱い変更に伴う申告
- ・ 平成23年分以外の還付申告（更正の請求含む）、修正申告等

栃木税務署では、還付申告を1月4日から受付しておりますので、お早めに税務署へ申告して下さい。
〔2月16日～3月15日まで（土・日を除く）の申告会場は、栃木商工会議所です。〕

申告の必要がある方

- ・ 平成24年1月1日現在に野木町に住所のある方で、

(1) 平成23年中に営業、農業、不動産などの各種所得のあった方。

(2) 「給与所得」のみの方、「公的年金等所得」のみの方は、通常の場合は申告の必要はありませんが、次のような場合は申告して下さい。

① 給与所得又は公的年金等所得のほかに地代、家賃、農業などの所得がある方

② 給与所得又は公的年金等所得のみの方でも、支払者が「給与支払報告書・公的年金等支払報告書」を町に提出していない場合

③ 医療費、寄附金、雑損控除等を受けようとする方、各種控除（**配偶者控除、扶養控除**、社会保険料控除、生命保険料控除など）の追加・変更のある方

④ 退職や転職等により「年末調整」を受けていない方、給与を2ヶ所以上から受けている方

⑤ 公的年金等収入金額が65歳未満の方は98万円、65歳以上の方は148万円を超え、各種控除（**配偶者控除、扶養控除**など）の追加・変更がある方

⑥ 住宅借入金等特別控除を受けようとする方（住宅ローン等を利用して家屋の新築、購入をし平成23年中に居住した方）

※ 所得税の「住宅借入金等特別控除」等の適用要件・必要書類等に関するお問い合わせは、税務署又は国税庁ホームページ等でご確認下さい。〔国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>〕

◎ 平成23年中に所得がなかった方でも、「国民健康保険税等の課税や軽減判定等」又は「所得証明」などの発行上必要となりますので申告して下さい。

◎ 所得税の確定申告書を提出した方は、町県民税の申告をする必要はありません。

◎ 病気や身体の不自由等の理由で来庁できない場合は、役場税務課にご連絡下さい。

当日、持参いただくもの

- 1、印鑑（認印）
- 2、源泉徴収票〔原本〕等所得金額を証明する書類
- 3、営業、農業（家事消費のみの方も含む）、不動産所得等の申告をされる方
 - 収支内訳書** ※「収支内訳書」に未記入部分（減価償却等の不明点を除く）がある場合、受付しお待ちいただいても、申告相談ができませんので、ご記入の上ご来場下さい。
 - 固定資産税を経費算入する場合・・・固定資産税 土地・家屋課税明細書
 - 平成23年中に減価償却の対象となるものを購入した場合・・・購入金額及び購入日の記載のある領収書
- 4、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金などの領収書又は控除証明書等
- 5、支払生命保険料（一般・個人年金保険料等）の控除証明書
- 6、医療費控除を受ける方
 - 医療費の領収書（介護保険サービスの領収書については、医療費控除対象額の記載のあるもの）
 - 補填金額のわかるもの※領収書を集計してご持参いただき、申告会場で「医療費の明細書」を相談前に予めご記入下さい。
- 7、障害者控除を受ける方・・・障害者手帳等
- 8、寄附金控除を受ける方・・・寄附を行った際の領収証等
- 9、雑損控除を受ける方
 - 盗難等の場合・・・①警察の被害届の写し ②被害の金品の明細 ●火災の場合・・・り災証明書
 - 地震の場合・・・①り災証明書 ②被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価格等）がわかるもの
③被害を受けた資産の取壊し・除去費用その他これに類する費用で被害に関連して支出した額の明細がわかるものとその領収書
④被害にあったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額がわかるもの
- 10、地震保険料控除を受ける方・・・地震保険料及び旧長期損害保険料の控除証明書
- 11、所得税（国税）の還付を受ける方・・・ご本人名義の通帳の金融機関名・口座番号
- 12、その他参考となるもの

平成23年分の所得の申告相談日程表 ※今年分より大字ごとに数日間の申告相談日を設けることになりました。

期日	大字名等	期日	大字名等
2.16（木）～2.22（水） （土・日を除く）	友沼	2.29（水）～3.5（月） （土・日を除く）	丸林
2.23（木）～2.24（金）	野木・野渡	3.6（火）～3.8（木）	潤島・若林・佐川野・川田
2.27（月）～2.28（火）	南赤塚・中谷	3.9（金）～3.15（木） （土・日を除く）	町全域

※受付時間 午前8時45分から午前10時45分まで、午後1時15分から午後4時00分まで

※受付定員数 午前70名 午後80名 定員になり次第、受付終了とさせていただきます。

※受付は、すべて役場「新館」2階大会議室内です。

☆月曜日や午前の受付の申告相談は混雑が予想され、定員となった場合、別の曜日や午後の受付になってしまうことがあります。予めご了承下さい。

☆申告会場は大変混雑いたしますので、税務署主催による還付申告相談会（小山市会場で1月開催：町広報1月号参照）、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー、e-TAX（国税電子申告）もご活用下さい。

お問い合わせ先 野木町役場 税務課町民税係 ☎0280-57-4122, 4143
栃木税務署 ☎0282-22-0885（自動音声案内）